

(証券コード: 2551)
平成27年11月20日

株主各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

マルサンアイ株式会社

代表取締役社長 伊藤明徳

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますから、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月9日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年12月10日（木曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県岡崎市康生町515番地33 岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第64期（平成26年9月21日から平成27年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成26年9月21日から平成27年9月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役7名選任の件

以上

(お知らせ) 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.marusanai.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申しあげます。

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

なお、当日お土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人に対し1個とさせていただきます。

又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。

なお、総会当日の受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

事 業 報 告

(平成26年9月21日から)
(平成27年9月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策等を背景に、円安や株価の上昇など景気回復の兆しが見られたものの、海外の経済情勢が不安定であり、先行きは不透明な状況となっております。

食品業界におきましては、円安による穀物価格等の輸入原材料や包材価格の上昇により、内需が主体の食品製造業にとって市場環境は大変厳しい状況にあります。

みそ業界におきましては、米飯の減少や食の多様化による出荷数量の漸減傾向が続いております。

豆乳業界につきましては、健康志向の高まりを背景に、市場は順調な推移となっております。

このような環境の中で、当社は消費者の皆様方に安全で安心できる製品の提供に努めるとともに、原価高騰に対して、事業の効率化やコスト削減等の利益向上対策に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は、237億7百万円（前連結会計年度比6.6%増）、営業利益は、6億31百万円（前連結会計年度比85.2%増）、経常利益は、7億92百万円（前連結会計年度比83.5%増）、当期純利益は、5億16百万円（前連結会計年度比196.9%増）となりました。利益の増加の主な理由は、豆乳及び飲料が好調に推移したこと、円安により原材料が高止まりする中、コスト削減等の利益向上対策に努めたこと、又、経常利益では、持分法による投資利益、デリバティブ評価益を計上したためであります。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部 門 別	第 63 期 (平成25年9月21日から) (平成26年9月20日まで)		第 64 期 (平成26年9月21日から) (平成27年9月20日まで)		対前連結会計年度 比 較 増 減 率 %
	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %	
み そ	4,790	21.6	4,659	19.7	△2.7
豆 乳 飲 料	15,980	71.8	17,544	74.0	9.8
そ の 他 食 品	1,392	6.3	1,486	6.2	6.8
技術指導料その他	71	0.3	16	0.1	△76.7
合 計	22,233	100.0	23,707	100.0	6.6

① みそ事業

生みそ、調理みそ、即席みそが減少したため、売上高は、46億59百万円（前連結会計年度比2.7%減）となりました。

<生みそ>

商品のダウンサイジング化や赤だし、あわせ系商品の値上げに取り組み、販売単価は上昇したものの、出荷数量が減少したため、売上高は、38億16百万円（前連結会計年度比1.9%減）となりました。

平成27年3月には岡崎市、浜松市、静岡市で開催されている家康公顕彰400年祭限定商品として三河産の大豆を使用して数量限定で仕込んだ「三河産大豆使用 家康みそ 400g」を開発いたしました。

又、だし入りみそとして発売した「みそ職人 旨味贅沢」は、2015年モンドセレクションにおいて最高金賞を受賞いたしました。塩分ひかえめながら、だしの旨味と本みりんの甘味でおいしさを追求した品質が国際的に認められました。平成27年9月には容量を650gに変更し、パッケージにモンドセレクション最高金賞受賞を告知し、旨味贅沢ブランドの育成に努めました。

平成27年9月に、塩分が気になる人も手軽に美味しくおみそ汁を作ることのできる「だし入りあわせ減塩 750g」を発売いたしました。「カップだし入りあわせ」と比較して塩分を25%カットしております。

和食が世界遺産に認定されたこともあり、海外からの引き合いも徐々に増えており、海外得意先専用商品の開発も積極的に行っております。

<調理みそ>

汎用性調理みそが減少したため、売上高は、4億36百万円（前連結会計年度比0.6%減）となりました。

平成27年3月に、家康公顕彰400年祭限定商品として「万能調理 家康みそ200g」を発売いたしました。

又、子会社の玉井味噌では、同社の匠みそを使用したおかげみそシリーズ「にんにく味噌」、「信州和牛味噌」、「しじみ味噌」の3品をリニューアル発売いたしました。

<即席みそ>

フリーズドライの製品の出荷が増加したものの、利益の低い特定企業向けの製品を一部統制したため、売上高は、4億6百万円（前連結会計年度比11.8%減）となりました。

平成27年3月には、沖縄の家庭で飲まれている、おみそ汁にかつお節を入れるみそ汁「かちゅ一湯」を発売いたしました。又、平成27年9月には体に良い働きをする菌を積極的に取り入れ、健康や美容に活用する活動である「菌活」をキーワードに、一度に3種類の菌「納豆」、「きのこ」、「こうじ菌」を食べられるおみそ汁「トリプル菌活みそ汁」を発売いたしました。又、フリーズドライの個食タイプとして「フリーズドライ サンちゃん赤だし」を発売いたしました。

② 豆乳飲料事業

豆乳及び飲料が好調に推移したため、売上高は、175億44百万円（前連結会計年度比9.8%増）となりました。

なお、持分法適用関連会社のアメリカン・ソイ・プロダクツ INC.にて、持分法による投資利益52百万円を営業外収益に計上しております。

<豆乳>

海外向け製品及びカロリーオフ豆乳等が好調に推移し、売上高は、141億24百万円（前連結会計年度比10.0%増）となりました。

平成27年3月に「有機豆乳無調整」、「調製豆乳」、「豆乳飲料麦芽」、「豆乳飲料抹茶」の味を見直すリニューアルを行いました。それと同時に、基幹豆乳ラインナップは、お客様にもっと身近な存在となるために、マルサン坊やをブランドロゴとして活用したデザインに一新しております。又、新商品として、カナダ産大豆を使用した「毎日おいしい無調整豆乳 1L」、ヘルシーな果実として人気のアボカドをカスタード風味で仕上げた「豆乳飲料 アボカド 200ml」、カロリーオフシリーズの「豆乳飲料 カロリーオフ ライチ 200ml」を発売いたしました。なお、有機大豆価格が大幅に上昇しているため、平成27年3月に「有機豆乳無調整 1000ml」を値上げしております。

又、黒酢と豆乳の健康機能をコラボレーションした商品として、「ミツカン黒酢」を使用した「豆乳飲料 黒酢ブルーベリー 200ml」を発売いたしました。さらに、WEB通販のAmazon専用商品として「豆乳飲料スマージー125g」を発売いたしました。

平成27年9月には新製品として「豆乳飲料抹茶カロリー50%オフ200ml」、「豆乳飲料チーズケーキ200ml」も投入いたしました。又、ひとつ上の豆乳シリーズの新フレーバーとして、「ひとつ上の豆乳 豆乳飲料つがるりんご」を追加発売し、高付加価値商品として提案いたしました。さらに、WEB専用商品として「低糖質豆乳飲料ココナッツ125g」を発売いたしました。

<飲料>

アーモンド飲料は、契約目標は下回ったものの、前年実績を大幅に上回ったため、売上高は、34億20百万円（前連結会計年度比9.0%増）となりました。

平成26年10月にはファミリーサイズとして「アーモンドブリーズ オリジナル 1000ml」と「アーモンドブリーズ 砂糖不使用 1000ml」を発売いたしました。日本におけるアーモンド飲料市場の拡大、育成を引き続き図ってまいります。

又、豆乳に続くアーモンドミルクなど第3のミルクが市場で注目を浴びていることから、平成27年9月にココナッツを主原料とする「ココナッツミルク飲料 200ml」を発売いたしました。第3のミルク市場へ新製品を投入し、新たな市場を開拓してまいります。

③ その他食品事業

業務用の水煮大豆及び豆乳グルトが堅調に推移したため、売上高は、14億86百万円（前連結会計年度比6.8%増）となりました。

東日本エリアの「豆乳グルト」は、スーパーにおける販売店数が順調に増え、共同購入での販売も取り組んでおります。平成27年3月には、「豆乳の固形分を高めて濃厚に仕上げた「濃厚豆乳グルト ブルーベリーソース付 (80g)」、「濃厚豆乳グルト メイプルソース付 (80g)」、「濃厚豆乳グルト プレーンタイプ (100g)」も発売いたしました。

平成27年3月に、豆乳を使用した料理を簡単に作ることのできる「豆乳シェフ」シリーズ「豚肉とじやがいもの豆乳ガーリックバター炒め」、「鶏肉とトマトの豆乳トマトソース炒め」、「シーフードミックスとキャベツの豆乳魚介クリーム炒め」の3種を発売し、拡大している料理提案商品市場にアプローチしております。

平成27年9月には、ストレート鍋のシリーズ品として豆みそと京風白みその2種類のみそを使用した「味噌ちゃんこ鍋スープ750g」、豆乳を使用した野菜が苦手なお子様でも食べやすい洋風鍋として「豆乳ポトフ鍋スープ750g」を発売いたしました。

④ 技術指導料その他

技術指導料及び受取ロイヤリティーとして、売上高16百万円（前連結会計年度比76.7%減）を計上いたしました。

※当連結会計年度より、その他食品事業に、鍋スープ、チルド食品を集約いたしました。従来、鍋スープは、調理みそ、豆乳及びその他食品事業に分類されており、チルド食品は、豆乳及びその他食品事業に分類されておりました。なお、上記の売上高の前連結会計年度比につきましては、組替え後の売上高により計算しております。

又、従来、「営業外収益」に計上しておりました「技術指導料」、「受取手数料」及び「受取ロイヤリティー」につきましては、当連結会計年度より「売上高」に含めて計上することに変更いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額2億99百万円の設備投資を実施いたしました。

事業別の投資額は、みそ事業で75百万円、豆乳飲料事業で1億27百万円及び共通で94百万円であります。主な内容は、みそ事業では、合理化設備等の導入、豆乳飲料事業では、省エネルギー化設備等の導入、共通では、物流システムの代替設備等の導入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

① 安全・品質・環境対応強化

消費者の品質や安全に対する要求は、ますます高いレベルとなってきております。当社グループは、以前より食品における品質・安全性を対処すべき最重要課題として認識しております。

今後も内部監査をより一層強化し、引き続き環境面、安全面、衛生面において細心の注意を払い、安全で安心のできる製品づくりを目指してまいります。

又、品質マネジメントシステムの強化のため、ISO9001（平成13年9月認証取得）に基づき継続的に改善を進めております。

なお、トレーサビリティ（原材料から最終消費者に至るまでの履歴を追跡調査するしくみ）及びフードディフェンスへの取り組みを強化するべく、FSSC22000の認証取得を目指しております。この取扱いにより、海外展開における当社の食品安全についてアピールすることができるようになります。

② 企業体質強化への取り組み

当社グループの経営基盤である、みそ事業及び豆乳飲料事業の成長が最も重要だと考えております。みそ事業におきましては、業界全体として出荷量が減少し続けており、原材料をはじめとする様々なコストの上昇により、業界における採算の悪化が顕著であります。

生みそにつきましては、出荷量が減少したものの、コストダウン対策により収益が改善されましたが、さらに合理化や固定費削減に努めるとともに、調理みそ、即席みその利益改善に取り組んでまいります。

豆乳飲料事業におきましては、健康志向の高まりを背景に豆乳が堅調に推移しているものの、ヘビーユーザー向け1000mlタイプや特定企業向け製品の比率が年々増大しており、収益力の低下傾向が続いております。新しい切り口の製品の開発等を積極的に図り、より多くのユーザーを取り込むことを課題として取り組んでまいります。又、年々高まる豆乳の需要に対する供給力不足が懸念されるため、平成29年10月稼働予定にて鳥取県に新工場を建設し、生産能力を増強してまいります。

なお、当社は平成25年7月に、アメリカの大手アーモンド加工会社ブルーダイヤモンドグループ社と、日本国内でアーモンド飲料を製造販売するライセンス契約を締結いたしました。豆乳の製造で培った乳化技術を活かして、植物性ミルクの新たな市場を開拓するとともに、定着化を進めてまいります。

引き続き販売力を強化し、生産性のさらなる効率化を図り、利益を生む体制を確立し、コスト削減に努め、企業体質の強化に取り組んでまいります。

③ 商品開発力の強化

消費者ニーズの多様化、又、健康・安全志向の高まる食品業界にあって、新製品の開発、既存製品の品質改良は大変重要な課題であります。

当社グループの発酵・醸造技術、飲料無菌包装技術、大豆加工技術を最大限に活用して、開発力の育成と強化により、既存品及び新製品の差別化を図ってまいります。又、販売エリアに適した生産拠点の検討、新しい需要開拓として通信販売、WEB販売、業務用等の商品開発に注力してまいります。

④ 外部環境の急激な変化への対応

異常気象や天候不順又は為替変動等によって仕入材料の価格が高騰した場合、機動的に販売単価に転嫁できず、当社グループの経営成績に影響を及ぼす場合があります。又、天候が市場に与える影響は大きく、季節商材の販売が伸び悩む場合があります。

当社グループにおきましては、リスク回避を目的としたデリバティブの活用や複数の食品セグメントを確立して、外部環境の変化にも業績を左右されない強い企業体質の確立を図ってまいります。

⑤ 少子高齢化への対応

今後、日本は少子高齢化と人口減少による国内市場の縮小が予想されます。当社グループは、国内市場において一部商品を量から質への転換を図り、時代に即応した新規需要の開拓を進めるとともに、海外市場における需要の拡大を積極的に推進してまいります。

⑥ 海外市場における新規需要の開拓

当社は、中国上海心征商貿有限公司との合弁で、平成24年3月に設立した丸三愛食品商貿（上海）有限公司を通じて、当社の主力製品である、みそ・豆乳及びその関連製品について、中国国内にて新規需要の開拓を行っております。さらに、みそについては現地生産品を主体とした本格的な事業展開を推進してまいります。

又、当社は、平成25年にタイ国サハチョール社と、豆乳の製造に係る技術指導及び当社商標の豆乳の製造・販売に係るライセンス契約を締結いたしました。

今後とも、アジアを中心としたグローバルな事業展開を推進してまいります。

⑦ 財務体質の強化

当社グループは設立以来、銀行借入依存型企業で、内部留保も十分でなく、この数年来財務体質の改善に取り組んでまいりました。ますます激化する企業間競争に勝ち残るためにも、内部留保の確保、自己資本の充実が重要な課題となっております。

今後も業績を向上させ、内部留保の充実を図り、自己資本比率の向上を目指し、財務体質の強化に取り組んでまいります。

⑧ 人材の確保、人材育成

事業の継続的発展に人材の確保と人材の活用、育成は最大の課題であります。

当社は、近県の大学を中心とした積極的な採用活動により、優れた人材を採用しております。人材育成につきましては、新入社員、中間管理職、幹部等に対する教育に注力しております。

又、今後海外展開を推進していく上で必要となる、グローバルな人材育成にも注力してまいります。

⑨ 内部統制の充実

当社グループは、内部統制システムに関する基本方針に基づき、コンプライアンス遵守体制及びリスク管理体制を構築しております。今後もより一層、当社グループの企業理念に基づいた行動規範を社内に浸透させるとともに、適正な財務諸表を作成する体制を充実させてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第 61 期 (平成23年9月21日から 平成24年9月20日まで)	第 62 期 (平成24年9月21日から 平成25年9月20日まで)	第 63 期 (平成25年9月21日から 平成26年9月20日まで)	第 64 期 (平成26年9月21日から 平成27年9月20日まで)
売 上 高 (百万円)	21,037	21,975	22,233	23,707
営 業 利 益 (百万円)	432	423	341	631
経 常 利 益 (百万円)	446	549	432	792
当 期 純 利 益 (百万円)	204	329	174	516
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	17円81銭	28円74銭	15円17銭	45円05銭
総 資 産 (百万円)	15,918	16,377	16,837	16,994
純 資 産 (百万円)	2,888	3,217	3,432	3,740

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当連結会計年度より、表示方法の変更を行っており、第63期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 匠 美	富山県中新川郡立山町東大森289番地2	38 百万円	90 %	清涼飲料水の加工・販売
株 式 会 社 玉 井 味 噌	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地	45	70	みその製造・販売
丸三愛食品 商貿(上海) 有 限 公 司	中華人民共和国上海市閔行区宜山路 2016号合川大厦7楼C室	540 万元	86	中国国内におけるみそ 及びみそ関連製品の開 発・製造・販売 豆乳及び飲料等の販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ（生みそ、調理みそ、即席みそ）、豆乳、無菌充填技術を活かした飲料類、水（ミネラルウォーター）、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
物流センター	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
関東工場	群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地
北海道営業所	北海道札幌市豊平区平岸3条7丁目11番15号 ジャムビル3階
東北支店	宮城県仙台市泉区名坂字御釜田147番地1 アンジュ市名坂1階
北関東支店	栃木県小山市城東1丁目4番24号 小山ビル2階
東京支店	東京都渋谷区代々木3丁目28番6号 いちご西参道ビル2階
北陸営業所	石川県金沢市新神田1丁目9番20号 中仙ビル1階
静岡支店	静岡県静岡市葵区沓谷6丁目20番1号 ル・シェル102号
名古屋支店	愛知県長久手市蟹原911番地
大阪支店	大阪府茨木市舟木町19番3号
岡山支店	岡山県岡山市北区春日町5丁目10番 レポース春日101号
広島支店	広島県広島市東区若草町15番地1号 前田ビル3階
九州支店	福岡県福岡市南区高木1丁目9番12号

② 子会社

会社名	名 称	住 所
株式会社匠美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森289番地2
	坂井沢工場	富山県中新川郡立山町坂井沢154番地1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地
丸三愛食品商貿（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市閔行区宜山路2016号 合川大厦7楼C室

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
350 [121] 名	1名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、契約・嘱託従業員（35名）、パート従業員（55名）、人材派遣（23名）及びアルバイト従業員（8名）の総数です。なお、アルバイト従業員数は、一人当たり1日8時間で換算して算出しております。

3. 従業員数には、出向者（4名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,077 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	870
岡崎信用金庫	484
株式会社三井住友銀行	411
碧海信用金庫	394
株式会社名古屋銀行	303
株式会社十六銀行	261
日本生命保険相互会社	185
株式会社滋賀銀行	175
株式会社百五銀行	170

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	11,480,880株 (自己株式 6,166株を含む)
(3) 株主数	2,681名 (前期末比 120名増)
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 佐 藤 産 業	1,525,300 株	13.29 %
佐 藤 公 信	903,420	7.87
マルサンアイ取引先持株会	633,000	5.52
マルサンアイ従業員持株会	514,900	4.49
石 田 典 子	452,830	3.95
福 島 裕 子	452,830	3.95
佐 藤 明 子	208,300	1.82
ひかり味噌株式会社	200,000	1.74
石 田 治 夫	195,800	1.71
福 島 重 喜	195,800	1.71

(注) 持株比率は、自己株式 (6,166株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 明 德	アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役 丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長
取締役副社長	渡 辺 邦 康	管理統括部長 丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事
取締役	倉 橋 良 二	営業統括部長
取締役	兼 子 明	生産統括部長 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役C.E.O
取締役	浅 尾 弘 明	開発統括部長 株式会社匠美代表取締役社長
取締役	森 田 尚 男	弁護士（朝涼法律事務所代表） 日本空調サービス株式会社社外取締役
常勤監査役	神 谷 正 明	
監査役	畠 部 泰 則	税理士（畠部泰則税理士事務所所長） 税理士（たくま税理士法人代表）
監査役	新 井 一 弘	株式会社匠美監査役 株式会社玉井味噌監査役

(注) 1. 取締役森田尚男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役畠部泰則氏及び新井一弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役森田尚男氏及び監査役畠部泰則氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役畠部泰則氏及び新井一弘氏は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
 5. 取締役間野一郎氏は、平成26年12月11日の第63回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。
 6. 兼子 明氏及び森田尚男氏は、平成26年12月11日の第63回定時株主総会にて新たに取締役に選任され就任いたしました。
 7. 当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異 動 年 月 日
渡 辺 邦 康	取締役副社長	取締役	平成27年4月21日

8. 平成27年9月21日付をもって、取締役の担当職務を次のとおり変更いたしました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
渡 辺 邦 康	取締役副社長管理担当	取締役副社長管理統括部長
倉 橋 良 二	取締役営業担当	取締役営業統括部長
兼 子 明	取締役生産担当	取締役生産統括部長
浅 尾 弘 明	取締役開発担当	取締役開発統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	74,721千円 (2,520千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16,603千円 (3,000千円)
合計	10名	91,324千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額41,364千円は含まれておりません。
2. 上記支給額のほか、平成22年12月9日開催の第59回定時株主総会における、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、退職慰労金を取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、取締役1名に対して7,110千円、監査役1名に対して1,860千円となる予定であります。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成22年12月9日開催の定時株主総会において年額2億円以内と決議いたしました。
4. 監査役の報酬限度額は、平成22年12月9日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役森田尚男氏は、朝涼法律事務所代表及び日本空調サービス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、日本空調サービス株式会社より一部空調設備の導入及びメンテナンス等の取引関係があるものの、同社の売上高に対する割合、当社の設備投資額及び修繕費等に対する割合は僅少であります。又、社外取締役森田尚男氏は、日本空調サービス株式会社の業務執行に関与しておらず、当社の社外取締役としての独立性に影響はございません。なお、同氏は、日本空調サービス株式会社の代表取締役ではなく、さらに、同氏、同氏の近親者及び朝涼法律事務所は、過去並びに現在において、当社の株式を保有していないことから、当社と同氏との間に特別の利害関係はございません。

社外監査役畠部泰則氏は畠部泰則税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社は同税理士事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人の代表を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間で税務相談等の取引があります。又、同氏は当社の連結子会社である株式会社匠美と株式会社玉井味噌の監査役を兼務しております。なお、当社は両社との間でそれぞれ水の生産委託、みその生産委託の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森田尚男	社外取締役就任後に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	畠部泰則	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に、監査役会7回のうち7回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	新井一弘	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に、監査役会7回のうち7回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	18,000千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議いたしました。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び使用者が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。

ロ. コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び使用者がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。

ハ. コンプライアンス委員会は、使用者のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程を制定し、その周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード」を取締役及び使用者に交付する。

ニ. コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接使用者から通報・相談を受け付ける内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努める。

ホ. 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮り、対応を検討する。

ヘ. コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

ロ. 前項の情報の管理については、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は、社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループに係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

ロ. リスク管理委員会は、当社各部門及び子会社ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告し、当社グループ全体の問題点の把握と改善に努める。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、定期的に行われる定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに当社グループの業務執行状況等の報告を行う。
- ロ. 役付取締役等により構成される戦略会議を毎月1回開催し、戦略会議において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議する。
- ハ. 取締役会は、前項に定める戦略会議の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役は、その目標達成のために各部門の指導及び助言を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」という）については、関係会社管理規程に基づき管理担当取締役が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営企画部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。
- ロ. 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。なお、その場合、当該使用人は、監査役の指揮命令下におく。
- ロ. 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
- ハ. 当該使用人の評価は、監査役会が行い、当該使用人の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については、監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
- ニ. 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会、戦略会議等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

ロ. 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続き、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。

ロ. 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

イ. 反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。

ロ. 社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による大量買い付けは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合があります。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社は、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、企業価値を高めることが、買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部通報制度の実施状況、コンプライアンスに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

なお、コンプライアンスの周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード(第8版)」を2015年10月に改訂し、当社グループの取締役及び使用人等に交付いたしました。

② リスク管理体制に関する取り組み

リスク管理委員会を四半期に1回開催し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策などの検討を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取り組み

取締役会については、20回開催（うち臨時取締役会8回）いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

そのほか、部長以上で構成される部長会を毎月開催し、戦略会議や取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行っております。

④ 内部監査の実施について

社長直轄部門である内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み

監査役は、取締役、内部監査室担当者、その他使用人及び会計監査人とそれぞれ適宜意見交換を行いました。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

内部統制委員が当社及び当社子会社の全社統制及びIT全般統制、業務プロセス統制、決算財務プロセス統制の整備と運用状況の評価を実施し、取締役会に報告いたしました。

⑦ 反社会的勢力を排除するための取り組み

契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを総務人事課が継続的に実施いたしました。

(注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年9月20日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,176,552	流動負債	9,530,255
現金及び預金	1,991,185	支払手形及び買掛金	3,546,996
受取手形及び売掛金	4,013,990	短期借入金	700,000
たな卸資産	1,768,299	1年内返済予定の長期借入金	1,651,007
繰延税金資産	377,307	未払法人税等	166,410
その他の	1,027,070	賞与引当金	347,112
貸倒引当金	△ 1,300	未払金	2,854,583
固定資産	7,818,073	その他の	264,145
有形固定資産	6,755,740	固定負債	3,723,822
建物及び構築物	2,462,972	長期借入金	2,072,361
機械装置及び運搬具	1,633,722	退職給付に係る負債	1,328,383
土地	2,598,429	資産除去債務	214,809
建設仮勘定	853	繰延税金負債	13,080
その他の	59,762	その他の	95,187
無形固定資産	201,333	負債合計	13,254,078
投資その他の資産	860,998	純資産の部	
投資有価証券	584,885	株主資本	3,587,458
その他の	286,992	資本金	865,444
貸倒引当金	△ 10,878	資本剰余金	635,039
資産合計	16,994,625	利益剰余金	2,090,038
		自己株式	△ 3,063
		その他の包括利益累計額	119,324
		その他有価証券評価差額金	19,733
		為替換算調整勘定	18,083
		退職給付に係る調整累計額	81,507
		少数株主持分	33,763
		純資産合計	3,740,547
		負債純資産合計	16,994,625

連結損益計算書

(平成26年9月21日から)
(平成27年9月20日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	23,707,306
売 上 原 価	17,329,608
売 上 総 利 益	6,377,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,745,993
営 業 利 益	631,704
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,829
デ リ バ テ イ ブ 評 価 益	142,693
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	52,750
不 動 产 貸 貸 収 入	24,243
そ の 他	35,370
	259,887
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	40,077
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	34,884
債 権 売 却 損	16,174
そ の 他	7,474
経 常 利 益	98,612
特 別 損 失	792,979
固 定 資 产 除 却 損	15,913
減 損 損 失	16,440
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	32,354
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	760,624
法 人 税 等 調 整 額	236,246
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	3,524
少 数 株 主 利 益	239,771
当 期 純 利 益	520,853
	3,902
	516,951

連結株主資本等変動計算書

(平成26年9月21日から)
(平成27年9月20日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	865,444	635,039	1,840,151	△ 1,720	3,338,915
会計方針の変更による累積的影響額			△ 198,202		△ 198,202
会計方針の変更を反映した当期首残高	865,444	635,039	1,641,949	△ 1,720	3,140,713
当期変動額					
剰余金の配当			△ 68,862		△ 68,862
当期純利益			516,951		516,951
自己株式の取得				△ 1,343	△ 1,343
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	448,088	△ 1,342	446,745
当期末残高	865,444	635,039	2,090,038	△ 3,063	3,587,458

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,318	△ 38,883	93,088	66,523	26,921	3,432,360
会計方針の変更による累積的影響額						△ 198,202
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,318	△ 38,883	93,088	66,523	26,921	3,234,158
当期変動額						
剰余金の配当						△ 68,862
当期純利益						516,951
自己株式の取得						△ 1,343
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,415	56,967	△ 11,580	52,801	6,842	59,643
当期変動額合計	7,415	56,967	△ 11,580	52,801	6,842	506,389
当期末残高	19,733	18,083	81,507	119,324	33,763	3,740,547

連結注記表

1. 記載金額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社
連結子会社 株式会社匠美
 株式会社玉井味噌
 丸三愛食品商貿（上海）有限公司

すべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社
持分法を適用した関連会社 アメリカン・ソイ・プロダクツINC.
関連会社は1社であります。

当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸三愛食品商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、当該子会社の平成27年6月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品 総平均法

貯 藏 品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 17～38年

機械装置 10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することにしております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することにしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合退職要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

3. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、割引率の決定方法について、期末日時点における従業員の平均残存勤務年数に相当する国債利回りに基づく方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、割引率の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が198,202千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18,042千円増加しております。

4. 表示方法の変更

(技術指導料及び受取ロイヤリティーの計上区分の変更に伴う表示方法の変更)

従来、「営業外収益」に計上しておりました「技術指導料」及び「受取ロイヤリティー」につきましては当連結会計年度より、「売上高」に含めて計上することに変更しました。

また、「流動資産」の「その他」に計上していた未収技術指導料及び「固定資産」の「投資その他の資産」の「その他」に計上していた未収技術指導料につきましては、当連結会計年度より、「受取手形及び売掛金」に含めて計上することに変更しました。

この変更は、今後主に海外において、豆乳製造に係る技術指導や当社の商標を使用した豆乳の製造販売を積極的に展開することを事業方針としており、当社事業における技術供与の重要性が増していることから、当社の営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,264,629千円 (1,220,344千円)	1年内返済予定の長期借入金	1,009,914千円 (1,009,914千円)
構築物	342,199千円 (342,199千円)		
機械装置	1,335,850千円 (1,335,850千円)	長期借入金	1,333,744千円 (1,333,744千円)
土地	2,519,064千円 (2,424,107千円)		
投資有価証券	18,358千円 (一千円)		
計	5,480,101千円 (5,322,501千円)	計	2,343,659千円 (2,343,659千円)

上記のうち()内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,832,411千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 6,990千円

支払手形 13,461千円

設備関係支払手形 691千円

(4) 輸出手形割引高 2,655千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
チルド事業設備	機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品	茨城県石岡市

当社グループは、原則として、主に事業毎にグループ化を実施して減損の兆候を検討しております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込である事業資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(16,440千円、内訳 機械及び装置16,205千円、車両運搬具63千円、工具器具及び備品171千円)として特別損失を計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (株)
発 行 済 株 式	
普 通 株 式	11, 480, 880
合 計	11, 480, 880

(2) 配当金に関する事項

配当金支払額

平成26年12月11日の定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額 68, 862千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6円

基準日 平成26年9月20日

効力発生日 平成26年12月12日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 平成27年12月10日定時株主総会

配当金の総額 114, 747千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10円

基準日 平成27年9月20日

効力発生日 平成27年12月11日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に味噌、豆乳等の製造販売事業を行うための設備投資計画や原材料調達計画に照らして、主に金融機関借入により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、為替変動によるリスクヘッジのためであり、投機目的では行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業関連の株式であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨オプション取引及び長期為替予約取引を利用してあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、経営企画部が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての予定取引について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、通貨オプション取引等を利用してあります。

投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ規程に基づき、取締役会が承認した方針に従い、経理財務責任者（経理財務担当役員）が個別の取引を実施し、管理台帳への記録及び契約先との取引残高の照合を行っております。また、実施した取引の内容、残高を月次の定時取締役会にて報告しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを軽減しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません
(注2)をご参照下さい。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,991,185	1,991,185	—
② 受取手形及び売掛金	4,013,990	4,013,990	—
③ 投資有価証券	206,809	206,809	—
④ 支払手形及び買掛金	3,546,996	3,546,996	—
⑤ 未払金	2,854,583	2,854,583	—
⑥ 短期借入金	700,000	700,000	—
⑦ 1年内返済予定の長期借入金	1,651,007	1,652,316	1,309
⑧ 長期借入金	2,072,361	2,073,467	1,106
⑨ デリバティブ取引 (*1)	165,074	165,074	—

(*1) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しており、合計で正味の債務となる場合については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 未払金、⑥ 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 1年内返済予定の長期借入金、⑧ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨ デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	378,075

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	323円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、平成27年10月29日開催の取締役会において、平成27年12月10日開催の第64回定時株主総会に株式の併合（5株を1株に併合）、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び発行可能株式総数の変更（4,000万株から800万株に変更）に係る議案を付議することを決議しました。

なお、本議案が株主総会において可決承認された場合、株式併合等の効力発生日はいずれも平成28年3月21日を予定しております。

当該株式併合等が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	1,615円20銭
1株当たり当期純利益	225円25銭

貸借対照表

(平成27年9月20日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	8,934,331	流动負債	9,345,851
現金及び預金	1,864,235	支払手形	288,283
受取手形	153,989	買掛金	3,163,386
売掛金	3,759,846	短期借入金	700,000
一時貸付金	4,916	1年内返済予定の長期借入金	1,644,143
商品及び製品	671,210	未払金	2,806,376
仕掛品	491,830	未払費用	159,273
原価料及び貯蔵品	506,470	未払法人税等	163,919
前払費用	160,006	預り金	44,000
短期貸付金	42,158	賞与引当金	336,228
繰延税金	67,200	設備関係支払手形	40,240
未収入金	376,525	固定負債	3,767,374
その他	766,402	長期借入金	2,070,665
	69,539	退職給付引当金	1,407,132
固定資産	7,626,839	長期預り保証金	81,010
有形固定資産	6,669,375	資産除去債務	199,597
建物	1,929,825	その他	8,970
構築物	386,010	負債合計	13,113,225
機械及び装置	1,580,943	純資産の部	
車両	4,691	株主資本	3,431,518
工具、器具及び備品	58,469	資本金	865,444
土地	2,708,582	資本剰余金	635,039
建物	853	資本準備金	612,520
無形固定資産	199,810	その他資本剰余金	22,519
借入地	31,883	利益剰余金	1,934,098
ソフトウエア	29,080	利益準備金	111,300
電話機	8,637	その他利益剰余金	1,822,797
その他の資産	130,209	別途積立金	489,000
投資	757,652	繰越利益剰余金	1,333,797
投資有価証券	268,657	自己株式	△ 3,063
関係会社	62,017	評価・換算差額等	16,426
出資	2,269	その他有価証券評価差額金	16,426
關係会社	61,096	純資産合計	3,447,944
破産	10,870	負債純資産合計	16,561,170
繰延税金	22,911		
長期貸付金	34,785		
投資	80,371		
その他	225,544		
貸倒引当金	△ 10,870		
資産合計	16,561,170		

損 益 計 算 書

(平成26年9月21日から)
(平成27年9月20日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売 売	上 原 価		23,109,847
			17,084,967
	売 上 総 利 益		6,024,880
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,449,256
營 業 利 益			575,623
營 業 外 収 益			
受 取 利 息		2,894	
受 取 配 当 金		16,266	
デ リ バ テ ィ ブ 評 價 益		142,475	
業 務 受 託 料		5,346	
不 動 産 貸 収 入		23,763	
そ の 他		40,493	231,239
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		39,965	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料		34,884	
債 権 売 却 損		16,174	
そ の 他		6,964	97,989
特 別 損 失			708,873
固 定 資 産 除 却 損		15,913	
減 損		16,440	32,354
税 引 前 当 期 純 利 益			676,519
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		226,851	
法 人 税 等 調 整 額		3,699	230,551
当 期 純 利 益			445,968

株主資本等変動計算書

(平成26年9月21日から)
(平成27年9月20日まで)

(単位:千円)

資 本 金	株 主 資 本			
	資 本 剰 余 金			資本準備金
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当 期 首 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	865,444	612,520	22,519	635,039
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039

(単位:千円)

利 益 準 備 金	株 主 資 本				自 己 株 式	株主資本合計		
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	111,300	489,000	1,154,894	1,755,195	△ 1,720	3,253,958		
会計方針の変更による累積的影響額			△ 198,202	△ 198,202		△ 198,202		
会計方針の変更を反映した当期首残高	111,300	489,000	956,692	1,556,993	△ 1,720	3,055,756		
当 期 変 動 額								
剩 余 金 の 配 当			△ 68,862	△ 68,862		△ 68,862		
当 期 純 利 益			445,968	445,968		445,968		
自己株式の取得					△ 1,343	△ 1,343		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	377,105	377,105	△ 1,343	375,762		
当 期 末 残 高	111,300	489,000	1,333,797	1,934,098	△ 3,063	3,431,518		

(単位：千円)

	評 値 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	評 値 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	10,583	10,583	3,264,542
会計方針の変更による累積的影響額			△ 198,202
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,583	10,583	3,066,340
当 期 変 動 額			
剩 余 金 の 配 当			△ 68,862
当 期 純 利 益			445,968
自 己 株 式 の 取 得			△ 1,343
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,842	5,842	5,842
当 期 変 動 額 合 計	5,842	5,842	381,604
当 期 末 残 高	16,426	16,426	3,447,944

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び子会社出資金…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数	建物	17～38年
	機械及び装置	10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額及びそれに対応する社会保険料の会社負担額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。

(6) ヘッジ会計の方法

特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法とは異なっております。

3. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、割引率の決定方法について、期末日時点における従業員の平均残存勤務年数に相当する国債利回りに基づく方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、割引率の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が198,202千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18,042千円増加しております。

4. 表示方法の変更

(技術指導料及び受取ロイヤリティーの計上区分の変更に伴う表示方法の変更)

従来、「営業外収益」に計上しておりました「技術指導料」及び「受取ロイヤリティー」につきましては当事業年度より、「売上高」に含めて計上することに変更しました。

また、「流動資産」の「未収入金」に計上していた未収技術指導料及び「固定資産」の「投資その他の資産」の「その他」に計上していた未収技術指導料につきましては当事業年度より「売掛金」に含めて計上することに変更しました。

この変更は、今後主に海外において、豆乳製造に係る技術指導や当社の商標を使用した豆乳の製造販売を積極的に展開することを事業方針としており、当社事業における技術供与の重要性が増していることから、当社の営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
建物	1,245,097千円 (1,220,344千円)	1年内返済予定の長期借入金	1,009,914千円 (1,009,914千円)
構築物	342,199千円 (342,199千円)		
機械及び装置	1,335,850千円 (1,335,850千円)	長期借入金	1,333,744千円 (1,333,744千円)
土地	2,630,114千円 (2,424,107千円)		
投資有価証券	18,358千円 (一千円)		
計	5,571,620千円 (5,322,501千円)	計	2,343,659千円 (2,343,659千円)

上記のうち()内書は、工場財団抵当並びに該当債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,208,896千円
 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 期末日満期手形
 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	6,980千円
支払手形	13,100千円
設備関係支払手形	691千円
(4) 輸出手形割引高	2,655千円
(5) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	91,145千円
長期金銭債権	83,946千円
短期金銭債務	83,123千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	15,169千円
仕 入 高	91,965千円
外 注 加 工 費	592,151千円
上記以外の営業取引高	4,575千円
営業取引以外の取引高	21,304千円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	種 類	場 所
チルド事業設備	機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品	茨城県石岡市

当社は、原則として、主に事業毎にグルーピングを実施して減損の兆候を検討しております。当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込である事業資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（16,440千円、内訳 機械及び装置16,205千円、車両運搬具63千円、工具器具及び備品171千円）として特別損失を計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数

普通株式 6,166株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未 払 金	237,454千円
退職給付引当金	445,938千円
資産除去債務	63,413千円
未払役員退職慰労金	2,839千円
賞与引当金	109,005千円
未 払 費 用	6,656千円
貸 倒 引 当 金	2,643千円
そ の 他	78,606千円
繰延税金資産小計	946,557千円
評価性引当額	△ 511,398千円
繰延税金資産合計	435,158千円

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去費用)	△ 28,116千円
その他有価証券評価差額金	△ 7,606千円
繰延税金負債合計	△ 35,722千円
繰延税金資産の純額	399,436千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年9月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.9%から32.4%に、平成28年9月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、30,765千円減少し、法人税等調整額が31,554千円、その他有価証券評価差額金が788千円、それぞれ増加しております。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械及び装置	148,846千円	133,961千円	14,884千円
計	148,846千円	133,961千円	14,884千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	17,055千円
1年超	一千円
合計	17,055千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	17,344千円
減価償却費相当額	14,884千円
支払利息相当額	812千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

1年以内	650千円
1年超	2,059千円
合計	2,710千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 兄弟会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	300円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	38円86銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、平成27年10月29日開催の取締役会において、平成27年12月10日開催の第64回定時株主総会に株式の併合（5株を1株に併合）、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び発行可能株式総数の変更（4,000万株から800万株に変更）に係る議案を付議することを決議しました。

なお、本議案が株主総会において可決承認された場合、株式併合等の効力発生日はいずれも平成28年3月21日を予定しております。

当該株式併合等が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	1,502円40銭
1株当たり当期純利益	194円30銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月30日

マルサンアイ株式会社
取締役会御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 ^印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 林 寛尚 ^印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成26年9月21日から平成27年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月30日

マルサンアイ株式会社

取 締 役 会 御 中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 寛尚 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の平成26年9月21日から平成27年9月20日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月21日から平成27年9月20日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、定期的に事業の報告を求めるほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて直接赴いて調査をいたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月2日

マルサンアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 神 谷 正 明 ㊞

監 査 役 畠 部 泰 則 ㊞

監 査 役 新 井 一 弘 ㊞

(注) 監査役畠部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金につきましては、財務体質の強化と内部留保に努めさせていただくとともに、当事業年度の業績及び経営環境並びに今後の事業展開などを勘案し、昨年に比べ4円増配の1株につき10円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額114,747,140円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年12月11日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式の併合を必要とする理由
全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しております。当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1単元株式数当たりの金額）の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。
2. 株式併合の内容
 - (1) 当社発行済株式総数11,480,880株について、5株を1株に併合して2,296,176株いたします。
 - (2) 株式の併合の効力発生日
平成28年3月21日といたします。
 - (3) 株式の併合の効力発生日における発行可能株式総数
平成28年3月21日をもって定款第6条を変更し、発行可能株式総数を40,000,000株から8,000,000株に変更いたします。
3. その他
その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。
なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。又、本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

① 第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合を考慮し、発行可能株式総数を現在の40,000,000株から8,000,000株とするため、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

③ 上記①及び②の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成28年3月21日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。
なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

④ 平成27年5月1日施行の会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に發揮できるように、定款第28条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を表します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>800万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更は、平成28年3月21日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって、削除するものとする。</u></p>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	いとうあきのり 伊藤明徳 (昭和25年12月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年9月 開発本部研究所長 平成14年9月 開発本部副本部長（兼）研究所長 平成17年9月 研究所長 平成17年12月 当社取締役就任 平成20年4月 管理統括部長 平成20年12月 当社常務取締役就任 平成23年4月 当社取締役副社長就任 平成23年12月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成25年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役就任（現任） 平成27年3月 丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長就任（現任）	76,000株
2	わたなべくにやす 渡辺邦康 (昭和31年11月10日)	昭和54年4月 当社入社 昭和58年5月 関東地区北関東グループ宇都宮営業所長 平成11年9月 管理本部システム開発課長 平成17年9月 総務人事部総務人事課長 平成21年3月 管理統括部総務人事課長 平成22年9月 管理統括部長（兼）総務人事課長 平成22年12月 当社取締役就任 平成23年9月 管理統括部長 平成24年2月 丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事就任（現任） 平成27年4月 当社取締役副社長就任（現任） 平成27年9月 管理担当（現任）	44,000株
3	くらはしりょうじ 倉橋良二 (昭和32年11月24日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年9月 営業本部中部営業部名古屋統括支店第1課長 平成14年9月 営業本部中部営業部三河支店長 平成17年9月 営業本部中部エリアマネージャー（兼）名古屋統括支店長 平成20年4月 営業統括部東日本エリア長（兼）東京支店長 平成21年9月 営業統括部副統括部長（兼）東日本エリア長 平成22年9月 営業統括部長 平成23年9月 営業統括部長（兼）海外営業室長 平成23年12月 当社取締役就任（現任） 平成26年9月 営業統括部長 平成27年9月 営業担当（現任）	35,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
4	かね こ あきら 兼子 明 (昭和33年5月15日)	昭和56年4月 当社入社 平成10年9月 生産購買本部製造部受託担当（兼）技術部担当 生産本部生産管理部生産管理課長 平成15年3月 生産本部製造部飲料工場副工場長 平成16年9月 生産本部製造部飲料工場長 平成18年9月 経営管理部経営管理室副部長 平成20年4月 営業統括部販売営業海外営業課長 平成20年9月 営業統括部販売営業室海外営業・OEM課長 平成21年9月 社長付アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 担当 平成23年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役C.E.O 就任（現任） 平成26年3月 生産統括部副統括部長（兼）社長付アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 担当 平成26年12月 当社取締役就任（現任） 平成26年12月 生産統括部長 平成27年9月 生産担当（現任）	42,000株
5	※ さかい のぶ よし 堺 信好 (昭和33年9月16日)	昭和58年1月 当社入社 平成5年7月 営業本部関西営業部神戸営業所長 平成13年9月 営業本部西日本営業部大阪支店次長 平成14年9月 営業本部西日本営業部大阪支店長 平成18年8月 営業統括部西日本エリアマネージャー（兼）大阪支店長 平成21年12月 株式会社玉井味噌取締役就任 平成22年9月 営業統括部西日本エリア長 平成23年9月 営業統括部リテール営業部長 平成25年9月 経営企画部長（現任） 平成25年12月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任）	12,578株
6	あさ お ひろ あき 浅尾 弘明 (昭和33年12月17日)	昭和57年4月 当社入社 平成11年9月 開発本部研究所所長補佐 平成17年9月 研究所研究室長 平成19年9月 生産統括部製造部副部長 平成20年9月 生産統括部総括工場長 平成21年9月 生産統括部副統括部長（兼）総括工場長 平成22年9月 生産統括部長 平成23年12月 当社取締役就任（現任） 平成24年9月 開発統括部長 平成24年12月 株式会社匠美取締役 平成25年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任（現任） 平成27年9月 開発担当（現任）	35,000株

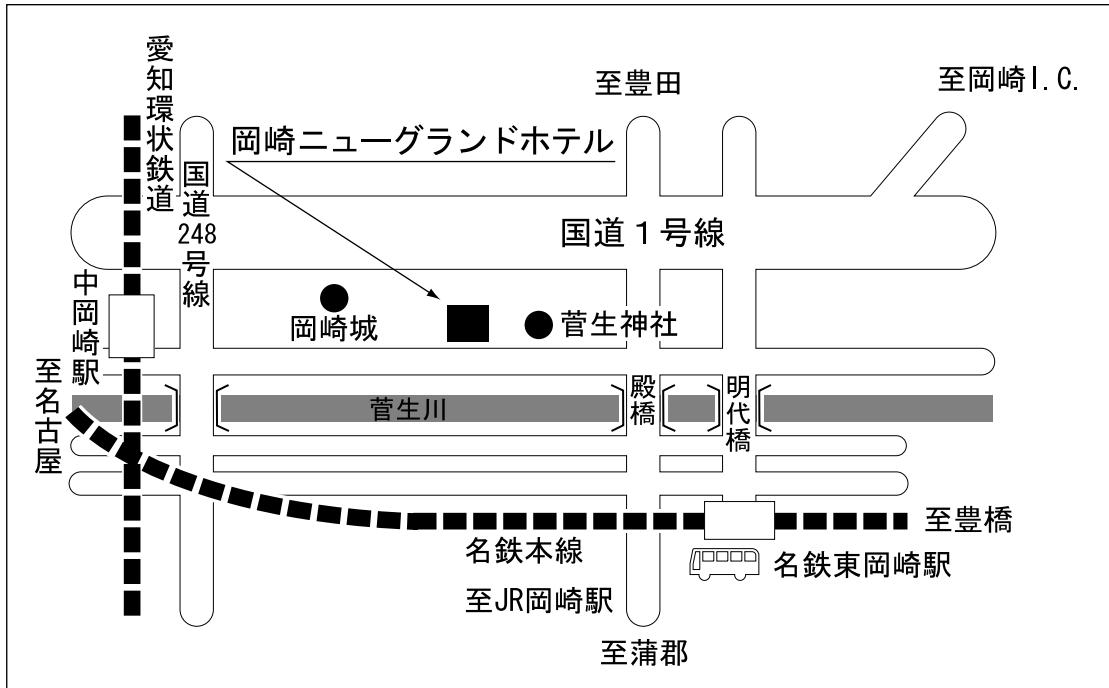
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
7	もり た ひさ お 森 田 尚 男 (昭和31年6月21日)	平成2年4月 弁護士登録（日弁連、愛知県弁護士会） 旗法律事務所入所 平成20年8月 朝涼法律事務所代表（現任） 平成24年6月 日本空調サービス株式会社取締役就任（現任） 平成26年12月 当社取締役就任（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任候補者であります。
 3. 森田尚男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって1年であります。
 4. 森田尚男氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出をしております。
 5. 森田尚男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与したことではありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 6. 責任限定契約について
 当社と森田尚男氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額といたします。
 7. 候補者堺 信好氏の上記所有する当社株式の数には、当社従業員持株会における本人の持分株数が含まれております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
TEL 〈0564〉 21-5111



●会場までの交通のご案内

当日は、名鉄東岡崎駅（南側ロータリー）から送迎バスを運行いたしますので、ご利用下さい。

【午前9:00～10:00 随時運行しております。】

名鉄東岡崎駅より 徒歩 約15分

愛知環状鉄道中岡崎駅より 徒歩 約10分

JR岡崎駅より タクシー 約10分

※駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用下さい。

株主各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 伊藤明徳

「第64回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

さて、「第64回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部を、下記のとおり修正させていただきますので、謹んでお知らせいたします。

敬具
記

修正箇所 (修正箇所は、網掛け及び下線で表示しています。)

1. 「第64回定時株主総会招集ご通知」添付書類38頁

個別注記表

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

(修正前)

売上高	15,169千円
仕入高	91,965千円
外注加工費	<u>592,151千円</u>
上記以外の営業取引高	<u>4,575千円</u>
営業取引以外の取引高	<u>21,304千円</u>

(修正後)

売上高	15,169千円
仕入高	91,965千円
外注加工費	<u>592,153千円</u>
上記以外の営業取引高	<u>5,539千円</u>
営業取引以外の取引高	<u>21,596千円</u>

2. 「第64回定時株主総会招集ご通知」添付書類39頁

個別注記表

8. 税効果会計に関する注記

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

(修正前)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。(以下省略)

(修正後)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。(以下省略)

以上